

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年8月31日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第28号

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2(祇園町南側伝統的景観保全地区)の項第1号中「京都市市街地景観整備条例第25条第1項」を「景観法第63条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)